

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	芦屋市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ashiya.lg.jp/jouhou/mynumberdokujiiryoyou.html

執行機関名 芦屋市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(こども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年芦屋市条例第43号)別表第1 第1の項 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、乳幼児等、こども、高齢期移行者、障害者、高齢障害者及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与するとともに、その <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(昭和48年芦屋市条例第4号) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年芦屋市規則第5号)